

令和6年(2024年)3月8日

報道機関各位

保健福祉部
臨時特別給付金担当

函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）に係る確認書等の送付について

このことについて，下記のとおりお知らせしますので，取材・報道方，よろしくお願ひいたします。

記

1 函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）の概要

（1）事業の目的

低所得者支援および定額減税を補足する給付として，函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）を支給します。

（2）支給対象世帯・支給額・申請方法・支給時期等

別紙のとおり

2 「確認書」および「申請書」の送付および申請手続きについて

支給対象と見込まれる世帯（均等割のみ課税世帯およびこども加算対象約6,000世帯，非課税のこども加算対象約3,000世帯）に対し，3月8日（金）から「確認書」（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には「申請書」）を郵送しています。（3月11日（月）以降，各世帯へ到着予定。）

確認書等が届きましたら，記載内容を確認し，必要事項を記入のうえ，同封の返信用封筒にて返送してください。

3 支給時期

確認書（申請書）を受付後，記載事項の確認・審査等を経て，3週間程度で支給予定です。

なお，振り込む時には，「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付します。

※受付状況等により，支給が前後する場合があります。

4 提出期限

令和6年5月31日（金）必着

※期限までに返送がない場合，本給付金の受給を辞退したものとみなします。

5 お問い合わせ

函館市臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-606-638（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

保健福祉部
臨時特別給付金担当
電話：0138-21-3953

区分	住民税均等割のみ課税世帯 10万円給付金	こども加算
支給対象世帯	住民税均等割のみ課税世帯	住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯
支給額	1世帯あたり10万円	児童1人あたり5万円
申請方法	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月8日（金）から確認書（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には申請書）を郵送していますので、内容をご確認のうえ、返送してください。	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月8日（金）から「こども加算確認書」を郵送しています。（住民税均等割のみ課税世帯については、左記の10万円給付金の申請書類に同封します。） 【住民税非課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、返送してください。 【住民税均等割のみ課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、左記の10万円給付金の申請書類と一緒に返送してください。
支給時期	確認書（申請書）を受付後、3週間程度で支給予定です。 ※ 受付状況等により、支給が前後する場合があります。	
提出期限	令和6年5月31日（金）必着 ※ 期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。	
お問合せ	コールセンター ☎ (0120-606-638) 平日 午前9時～午後5時 ※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。	

【住民税非課税世帯】 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

【住民税均等割のみ課税世帯】 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯および令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者と住民税均等割が非課税の者で構成される世帯

【注意】 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯は今回の給付金の対象外となります。

（例）：市外へ単身赴任中の住民税が課税されている方に扶養されている方のみの世帯

（例）：市外に居住している住民税が課税されている親に扶養されている学生の単身世帯

函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）に係る確認書等の送付について

1 函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）の概要

（1）事業の目的

低所得者支援および定額減税を補足する給付として，函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金，こども加算）を支給します。

（2）支給対象世帯・支給額・申請方法・支給時期等

別紙のとおり

2 「確認書」および「申請書」の送付および申請手続きについて

支給対象と見込まれる世帯（均等割のみ課税世帯およびこども加算対象約6,000世帯，非課税のこども加算対象約3,000世帯）に対し，3月8日（金）から「確認書」（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には「申請書」）を郵送しています。（3月11日（月）以降，各世帯へ到着予定。）

確認書等が届きましたら，記載内容を確認し，必要事項を記入のうえ，同封の返信用封筒にて返送してください。

3 支給時期

確認書（申請書）を受付後，記載事項の確認・審査等を経て，3週間程度で支給予定です。

なお，振り込む時には，「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付します。

※受付状況等により，支給が前後する場合があります。

4 提出期限

令和6年5月31日（金）必着

※期限までに返送がない場合，本給付金の受給を辞退したものとみなします。

5 お問い合わせ

函館市臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-606-638（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

保健福祉部
臨時特別給付金担当
電話：0138-21-3953

区分	住民税均等割のみ課税世帯 10万円給付金	こども加算
支給対象世帯	住民税均等割のみ課税世帯	住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯
支給額	1世帯あたり10万円	児童1人あたり5万円
申請方法	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月8日（金）から確認書（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には申請書）を郵送していますので、内容をご確認のうえ、返送してください。	支給対象と見込まれる世帯には、令和6年3月8日（金）から「こども加算確認書」を郵送しています。（住民税均等割のみ課税世帯については、左記の10万円給付金の申請書類に同封します。） 【住民税非課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、返送してください。 【住民税均等割のみ課税世帯の場合】 内容をご確認のうえ、世帯主氏名を記入し、左記の10万円給付金の申請書類と一緒に返送してください。
支給時期	確認書（申請書）を受付後、3週間程度で支給予定です。 ※ 受付状況等により、支給が前後する場合があります。	
提出期限	令和6年5月31日（金）必着 ※ 期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。	
お問合せ	コールセンター ☎ (0120-606-638) 平日 午前9時～午後5時 ※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。	

【住民税非課税世帯】 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

【住民税均等割のみ課税世帯】 令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯および令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている者と住民税均等割が非課税の者で構成される世帯

【注意】 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯は今回の給付金の対象外となります。

（例）：市外へ単身赴任中の住民税が課税されている方に扶養されている方のみの世帯

（例）：市外に居住している住民税が課税されている親に扶養されている学生の単身世帯